

平成25年9月定例教育委員会会議録

1 期 日 平成25年8月20日(火)

2 場 所 南別館3階 委員会室

3 開始時間 午後1時30分

4 終了時間 午後3時30分

5 出席者

小西委員長・島津委員・中原委員・酒匂教育長

その他の出席者

池田教育部長・児玉教育総務課長・久保田学校教育課長・肥後スポーツ振興課長・田中生涯学習課副課長・新宮文化財課長・桜井高城教育課長・元明図書館長・稲吉都城島津低館長・渋谷教育総務課副課長・東教育総務課主幹

6 会議録署名委員

島津委員・中原委員

7 開会

○小西委員長

それでは、ただいまより9月の定例教育委員会を開催いたします。

8 前会議録の承認

○小西委員長

平成25年8月定例教育委員会会議録につきましては、すでにお手元に届いていると思いますが、会議録の内容についてご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○小西委員長

それでは前回の会議録を承認いたします。

9 会議録の署名委員の指名

○小西委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議および選挙等に関する規則第15条の規定により、島津委員と中原委員をお願いいたします。

10 教育長報告

8月定例教育委員会以降の行事等について概要報告

(1)教職員の精神疾患による休職の状況について

先日の新聞に教職員の精神疾患による休職が県内80人という見出しの記事が出ていました。本市での状況を教育委員の皆様にご報告しておきたいと思っております。本市の去年の精神疾患による教職員の休職の人数は、小学校7名、中学校4名の合計11名でありました。県内80名の男女の割合は、男性が36名、女性が44名ですが、本市の場合は男性が6名、女性が5名となっています。その他にも長期休職以外に心を病んでいる教職員がいると考えられます。原因について新聞等も分析をしていますが、学校におけるストレス、家庭内の問題等様々でありまして、原因を特定することができないという県教委のコメントがありました。現状を見ても、生徒指導の問題、保護者への対応の問題等教師を取り巻く環境が厳しくなっているということが言える

と思います。また、新聞にもありましたように多忙感が増加していることも一つの要因ではないかという指摘もあります。今後、本市の教職員が精神的に安定して居心地のよい職場で勤務できるように、教育委員会としてもいろいろな配慮をして校長先生方と連絡を取り合いながら、環境づくりに努力をしていきたいと思っています。そのためにも学校運営協議会で情報を共有しながら、学校ができること、地域にお願いすること、保護者が努力すべきこと等が話題になっていけば共に解決していく姿勢が出来上がっていくような気がしますので、今後の学校運営協議会の充実を心から期待しています。

(2) 戦没者、空襲犠牲者合同追悼式について

追悼式は、戦争でなくなられた方々を悼んで、今日の生活が尊い命の犠牲の上に成り立っていることをお互いに確認をし合い、同時にあらためて平和の心を誓うことに意義があると思います。今年度は、西小学校の子どもたちが本当にすばらしい平和へのメッセージをステージで披露してくれました。言葉のひとつ一つ、動作のひとつ一つが、参列者の心に刻まれていく思いでした。都城市民への大きなアピールにもなったのではないかと思います。学校における平和教育は、教育課程全体を通じて命の大切さや他者を思いやる心、あるいは国際理解の充実などを通してながらひとつ一つを大事にしていくことが平和教育につながっていくという認識の下に、今各学校で努力をしていただいております。平和の問題について大人も子どももいっしょに考える機会をいただいた追悼式でありました。

(3) 第18回弥五郎サミット交流会について

先日、第18回弥五郎サミット交流会が開催されました。本年度は、都城市での開催でありましたが、富吉小学校の5・6年生、曾於市の岩川小学校の6年生合計80名参加し、山之口勤労福祉センターにおいて実施されました。18年の歴史を刻んでいるわけですが、都城市と曾於市は文化的にも経済圏としても深い結びつきがあり、この両校の将来を担う子どもたちが弥五郎どんをきっかけとして交流していくことは大事にしていかないといけない活動だと思っています。今後のさらなる充実を期待しております。

○小西委員長

ただいまの教育長の報告についてご質問はございますか。

○島津委員

教職員の精神疾患についてですが、一般企業の場合、産業医や専門のカウンセラーと契約をして対応をしています。いわゆる組織上の縦のラインでは相談しにくい場合も出てきますが、県、市では専門のカウンセラー等に相談できる制度はありますか。早めに精神疾患の芽を摘むことが必要だと思うものですから。

○教育長

国の制度として、スクールカウンセラーが全校ではありませんが配置されています。3～4校を兼務で対応して頂いていますが、子どもたちの相談、保護者の相談、そして先生方の悩み相談これらをすべてカバーする専門性の高い臨床心理士であります。その他、養護教諭等も相談窓口になっております。定期健康診断等でも身体だけでなく心の部分の健康診断も実施されており、県の事業としても制度化されています。この問題については、学校とも連携して十分に考えていきたいと思っています。

○島津委員

身体の健康はとても大切なことですが、メンタルヘルスという切り口からも先生方の健康管理をお願いしたいと思います。

○小西委員長

関連してですが、個人的に心療内科を受診されている先生方もいらっしゃるのですか。

○教育長

いらっしゃると思います。メンタルヘルスについても健康診断の中の一部として、いっそう充実させていかなければならないと思います。自分でギブアップしそうだと感じた時などに、個人的に専門の医師の診察を受ける先生方もいるという状況です。

○島津委員

二点目の戦没者、空襲犠牲者合同追悼式についてお伺いします。私も参加させて頂きまして、西小学校の生徒さんの歌をはじめとしたすばらしいメッセージを聴かせて頂きました。かなり準備に時間を費やされたと思いますが、その中で子どもたちが平和について考える時間を持てたのではないかと考えております。この時期に、他の学校の生徒さん方にも平和について考える時間を持って頂く機会が充実してくればいいなと思います。

1.1 議事

○小西委員長

それでは、議事に入ります。本日は、報告7件、議案5件です。

まず、議案第23号「平成25年度9月補正予算について」を教育部長より概要をご説明いただき、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、文化財課長、高城教育課長、図書館長、都城島津邸館長よりご説明をお願いします。

※教育部長より概要説明

※教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課副課長、文化財課長、高城教育課長、図書館長、都城島津邸館長より説明

○小西委員長

ご質問等はありませんか。

○島津委員

小学校特別支援教育就学奨励費と中学校特別支援教育就学奨励費についてお尋ねします。当初予算と比較するとかなりの割合で増額となっていますが、対象となる児童生徒が増えたことによるものなのか、他にも何か要因があるのですか。

○学校教育課長

今までは特別支援学級児童生徒の保護者にのみ補助がありましたが、この度国の法令改正で通常学級に在籍している障がいのある児童生徒の保護者にも補助が出るようになりました。各学校に対象者がどれくらい在籍しているか調査をいたしまして、報告があった分を増額したものです。

○島津委員

法令改正によって補助の対象となる保護者の数が増えたということですね。

○学校教育課長

そうです。

○島津委員

樋掛遺跡発掘調査についてお尋ねします。かなり大きな減額補正予算額ですが、これは県の予算の関係で先送りにされたということですか。

○文化財課長

これは、県営畑地帯総合整備事業において地権者と県が協議を行い、ほ場整備を実施する事業

であります。調整がなかなか整わずに事業の実施自体がまだ正式に決まらない状況となりました。したがって、発掘調査も実施できないことになり、この度減額補正を行いました。

○小西委員長

資料では施行時期変更に伴う減額補正となっていますが、今年度は中止ということでまた来年度以降実施する可能性もあるわけですね。

○文化財課長

県の農林振興局と地権者の皆さんの調整になりますので、現在のところ中止になるのか延期になるのか予想がつかない状況です。

○小西委員長

それでは、議案第23号を決定します。

続いて、報告第55号「都城歴史資料館ダブル企画展『大島島田遺跡』と『近代都城のあゆみ』開催要項の制定について」を文化財課長よりご説明をお願いします。

※文化財課長より説明

○小西委員長

ご質問等はありませんか。

○島津委員

実際には25周年ではありませんが、都城歴史資料館開館25年目ということ 키워ードに企画展を実施することはよろしいのではないかと思います。

○教育長

都城市民に都城の歴史の理解を深めてもらうこと等、企画展の目的がぐらつかなければ、25周年でも25年目ということでもどちらでも良いのではないかと思います。

○文化財課長

企画展の名称に「25年」を使うということで進めていきたいと思っています。

○小西委員長

大島島田遺跡は、全国に2例しか発見例がない平安時代中期の地方豪族の大規模居宅跡ということですが、都城市の他にどこにあるのですか。

○文化財課長

山形県の米沢市にあります。こちらも国指定遺跡として整備が進んでおります。

○小西委員長

遺跡発掘は宮崎県埋蔵文化財センターが実施して、出土した遺物247ケースを都城市教育委員会に譲与されたということですが、歴史資料館の2階のフロアには全部は展示できないと思います。やはり、厳選されているわけですか。

○文化財課長

厳選して、119点を展示しております。資料に記載していますが、「越州窯系青磁」、「白磁」、「緑釉陶器」、「灰釉陶器」、「須恵器」、「墨書土器」等です。この青磁、白磁は、中国から渡来したもので、当時は一般の人々が手に入れることができなかった物です。したがって、遺跡となっている居宅にはかなり身分の高い方が住んでいたものと考えられます。緑釉陶器、灰釉陶器は日本で生産されたものですが、これも数多く生産されていませんので、やはり身分の高い方が使用していたのではないかと思います。

○中原委員

小中学校で「都城の歴史とくらし」の教科書とリンクする部分があるかと思いますので、

小中学校の先生方にもPRしていただいて、子どもたちにも先生方にも是非見て頂きたいと思えます。子どもたち、先生方にとって勉強になり楽しめるような企画になれば良いと思えますので、よろしくお願ひします。

○文化財課長

校長会等でご紹介をしたり、チラシを作成して各学校へ案内をしたいと思えます。

○小西委員長

それでは、報告第55号を承認します。

続いて、報告第56号「専決処分した事務について（「2013島津発祥まつり」の都城市教育委員会共催について）」及び議案第25号「平成25年度都城島津伝承館特別展『幕末維新』近代国家への飛躍－島津久光と島津久静』観覧料について」を都城島津邸館長よりご説明をお願いします。

※都城島津邸館長より説明

○小西委員長

ご質問等はありませんか。

○小西委員長

共催申出書の島津発祥まつり実行委員会の主な活動の中で、明道館パレード、島津剣武道大会、島津花火は例年のことなので分かりますが、島津荘園とはどのようなものですか。

○都城島津邸館長

昨年度まで歴史資料館の広場で行っていた出店や舞台を、今年度は神柱公園一帯で行うことになりました。島津花火は、今年度は実施しないと聞いております。島津荘園は、イベント広場として理解して頂ければいいと思えます

○小西委員長

それでは、報告第56号を承認し、議案第25号を決定します。

続いて、報告第54号「専決処分した事務について（都城市スポーツ少年団台湾スポーツ文化交流事業の教育委員会共催について）」をスポーツ振興課長よりご説明をお願いします。

○小西委員長

ご質問等はありませんか。

○島津委員

台湾との交流は毎年実施しているのですか。

○スポーツ振興課長

一昨年、台湾から都城市に來られまして、昨年度は都城市から台湾に派遣してあります。

○島津委員

今年度は、派遣と受け入れを年度内に実施するということですか。

○スポーツ振興課長

そのように予定してあります。

○小西委員長

派遣されるスポーツ少年団員の選考はどのようにされるのですか。

○スポーツ振興課長

スポーツ少年団の野球競技で選考をしていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第54号を承認します。

続いて、報告第51号「専決処分した事務について（平成25年度都城市教育委員会名義後援について）」、議案第26号「都城市事務委任規則の改正について」、議案第27号「都城市教育委員会指定管理者候補者選定委員会設置規程の廃止について」を教育総務課長よりご説明をお願いします。

※教育総務課長より説明

○小西委員長

ご質問等はありませんか。

○島津委員

今までは、教育委員会で個別の施設ごとに選定委員会があつて、その結果を報告いただいていたと思うのですが、今後は市長部局の方で選定を行い、その結果が教育委員会に報告されるというイメージでよろしいのですか。

○教育部長

この指定管理者候補者選定委員会については、市長部局の企画部行政改革課が主管課となって市内の指定管理をする施設の指定管理者候補者の選定については一括で行っていくというものです。たとえば、高城運動公園や都城市運動公園等それぞれで選定委員会を設置していましたが、今後はスポーツ施設についての一つの班を作り、その班が都城市内の全てのスポーツ施設の指定管理者の選定をしていくこととなります。一番の目的は、公平性の確保にありますので、選定委員は全て外部からになります。スポーツ施設に限らず、例えば観光施設についてはまた別の班が選定を行います。おおよそ三班に分かれて選定を行っていくこととなります。

○小西委員長

それでは、報告第51号を承認し、議案第26号及び議案第27号を決定します。

続いて、報告第52号「県学力調査結果について」、報告第53号「平成25年度都城市県総合文化公園銅像探訪事業補助金交付要項の制定について」、報告第57号「臨時持代理した事務の報告と承認について（日本国都城市及び中国江津区の2013年における日中友好中学生サマーキャンプ確認書の締結について）」、議案第24号「都城市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する告示の制定について」を学校教育課長よりご説明をお願いします。

※学校教育課長より説明

※議案第57号について、教育部長より補足説明

○小西委員長

ご質問等はありませんか。

○島津委員

要綱改正により、特別支援教育就学奨励費の対象者はどれくらい増えるのですか。

○学校教育課長

対象者は、小学校で20名、中学校で11名増える見込みです。予算的には小学校が77万2千円、中学校が47万5千円の増額となっております。

○小西委員長

報告53号についてお尋ねします。郷土先覚者銅像探訪ということですが、複数の先覚者の銅像があるのですか。

○学校教育課長

全部で6体の先覚者の銅像を探訪します。安井息軒、小村寿太郎、石井十次、川越進、高木兼寛、若山牧水の銅像です。

○小西委員長

それでは報告第52号、報告第53号及び報告第57号を承認し、議案第24号を決定します。

12 その他

○学校教育課長より説明事項

- ・都城市学校運営協議会の報告について

○次回10月定例教育委員会日程について

日時 平成25年10月10日（木）14時30分から

会場 笛水小中学校体育館クラブハウス

以上で、9月定例教育委員会を終了します。